

【基金ニュース】

平成24年1月・第160号

賞与支払届のご提出について（お願い）

〒321-0933

宇都宮市築瀬町1958-1

栃木県建設業厚生年金基金

TEL (028) 639-3140

FAX (028) 639-3165

<http://www.tochigikensetsu-kikin.or.jp/>

■ 賞与支払届のご提出について（お願い）

平成15年4月から、賞与（ボーナス）にも標準報酬月額と同じ保険料率を適用する総報酬制が導入され**約9年**が経過しております。

賞与を支給した場合、賞与を支払った日から五日以内に加入員（被保険者）個人ごとの賞与等を記入した「賞与支払届」のご提出が必要となります。

賞与を支給された事業所様で、当厚生年金基金宛へ「賞与支払届」の提出をしていない事業所様は速やかに届出をご提出頂けますよう、よろしくお願ひ致します。

なお、賞与支払届の用紙は、当厚生年金基金にございますので、お手元に無い場合は、ご連絡を頂ければご送付させていただきます。

また、賞与支払届の提出手続きにつきましては、当基金ホームページをご参照ください。

ご不明な箇所等ございましたら、お手数でも当基金宛ご連絡願ひます。